

補助制度のご案内

===== 鮫川村宅地分譲地販売促進事業補助金 ===== (令和5年3月31日まで延長されました)

- 1 内容** 分譲地を購入し住宅を新築した場合、村内請負業者が施工したときは100万円、村外請負業者が施工したときは50万円を補助します。さらに、子ども（義務教育修了前）1人につき10万円を加算します（妊娠中含む）。
- 2 対象** 45歳未満の方、または夫婦のいずれかが45歳未満の婚姻世帯で、令和5年3月31日までに補助金の交付決定を受けた方（補助金の交付申請及び交付決定は、住宅建築工事完了後に行います）

住宅の種類	区 分		補助金額
住宅新築	村民・転入者	村内請負業者施工	100万円
		村外請負業者施工	50万円

(備考) 補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在で、義務教育修了前の子どもがいる場合、1人につき10万円を加算する。(妊娠中含む)

◆補助金額早見表 (単位:万円)

世帯区分		住宅の新築		合併浄化槽の設置
		村内 請負業者施工	村外 請負業者施工	
子どもの人数	0人	100	50	限度額 5人槽: 33.2 7人槽: 41.4 10人槽: 54.8 鮫川村浄化槽設置整備事業補助金 交付要綱に基づく補助
	1人	110	60	
	2人	120	70	
	3人	130	80	
	4人	140	90	
	5人	150	100	

===== 鮫川村定住促進奨励金 =====

- 1 内容**
 - (1) 分譲地を取得した日から3年以内に住宅を建築、住所を設定し、20年間継続して居住した世帯に対し、奨励金を支給する。(要申請)
 - (2) 奨励金の額は、分譲地を取得した額（土地購入代金）とする。
- 2 奨励金の適用除外**
 - (1) 奨励金の交付申請時において、世帯員が本村に納付すべき村税等を滞納している者がいる場合。
 - (2) 奨励金の交付要件となった世帯が当該分譲地に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 奨励金の交付対象世帯となる世帯が分譲地の所有権者でなくなったとき。